

3月22日に発生した庁舎一部停電の原因と影響等について

1 事実関係

(1) 一部停電の発生時刻 8:03

(2) 一部停電による障害の内容

ア 庁舎全館エレベーターの停止(リバーサイドホールのエレベーターを除く。)

イ 揚水ポンプ停止により低層階のトイレの使用ができない状態

(高層階は、水槽に水がある限りトイレは使用できる状態)

ウ サーバー室への給電停止により、イントラネット系・住民記録系双方のネットワーク接続ができない状態

エ 庁内の一部コンセントの不通

(3) 庁舎電源の復電時刻 10:26

ア エレベーター復旧時刻 11:05

イ トイレ使用可能時刻 11:05

ウ 住民記録系専用端末の復旧時刻 11:39

エ イントラ端末の復旧時刻 12:20

2 発生原因等

(1) 一部停電の発生

コージェネレーション設備を稼働した時に非常用回路の遮断器が作動し、一部停電が発生した。

コージェネレーション設備を稼働する際の一定の条件は満たしていたが、停電が発生してしまった原因については、現在調査中であり、今後、検証実験を行い確認する。

(2) システム復旧までのオペレーション

停電時の通常の復旧作業を試みたが復電に至らないため、手動による復電を行うこととしたが、現に通電している部分への影響を回避し全庁停電を招かないよう、慎重を期して定められた動作の順序を確認しながら復電作業を行ったことにより、復旧まで一定の時間を要した。

(3) 非常用発電が作動しない理由

電気供給における安全確保のため、商用電力が入っている状態では、非常用発電機は起動しない設定になっており、今回についても、商用電力が通電されている状態であったため、非常用発電機は作動しなかった。

3 影響及び対応

(1) エレベーターの閉じ込め 職員1名(65分後に救出)

(2) 窓口における影響と対応

ア 原則として後日の来庁をお願いしたが、復旧後に職員で処理できるものについては、受付のみ

を行い、書類等を預かった上で、郵送可能なものについては郵送対応とした。

イ 出張所やコンビニ交付が動いていた時間帯にはそちらを案内した。

(3) 区民等への周知

- ・来庁者及び職員向け庁舎内放送の実施
- ・ホームページへの掲載
- ・SNSへの投稿（墨田区公式 Twitter、墨田区危機管理 Twitter、墨田区公式 Facebook）
- ・安全・安心メールの発信

4 再発防止策

- (1) 引き続き徹底した原因究明に努め、それまでの間、コージェネレーション設備の運転を休止し、設備機器、システム上の問題があった場合は、速やかに対応する。
- (2) 仮に今回のような停電が発生した場合でも、あらゆる事態を想定して、停電復旧ができるよう、関係事業者の協力を得ながら、作業手順についてマニュアルの見直し、設備管理事業者の教育の徹底と態勢強化をするよう要請する。
- (3) 非常時の庁内の連絡体制（総務課、中央監視室、ICT推進担当、安全支援課、その他関係所管）のあり方を再検証し、速やかに危機事象に対応できる態勢を構築する。